

国際協力銀行（国際金融等業務）の民業補完について

平成 20 年 1 月 31 日
財 務 省

1 民業補完の考え方

（ 1 ）国際協力銀行（国際金融業務）は、公的ステータスに基づく交渉力・情報力等を活用し、以下の 3 分野で必要な業務を実施。
我が国にとって重要な資源の開発・取得
我が国産業の国際競争力の維持・向上
国際金融秩序の混乱への対処

【参考】

全銀協アンケート（05 年 4～6 月、対象：正会員 132 行）の結果では、「民間での対応が困難で、政策金融に一定の役割が期待される主なケース」として以下の分野が挙げられている。

- ・ 超大型プロジェクト融資
 - 極端に大型、極端に長期の案件については民間のみでは対応困難。
- ・ 輸出入金融等
 - 民間ではカントリーリスクをカバーしきれないケースあり
 - 政府間交渉や海外の公的金融機関との折衝には限界
- ・ セーフティネット融資
- ・ 農林漁業向け融資

（ 2 ）国際協力銀行法に明記されている民業補完原則を踏まえながら、こうした部分を政策金融で補う考え。

【参考】国際協力銀行法（平成十一年四月二十三日法律第三十五号）

第 25 条第 1 項 国際協力銀行は、資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公債等の取得、債務の保証又は出資（以下「資金の貸付け等」という。）について、一般の金融機関が行う資金の貸付け等を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならない。

2 民業補完の運用方法

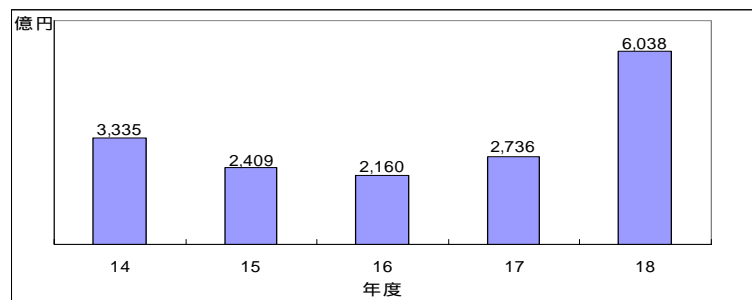
(1) 融資については、民間金融機関との協調融資を原則とし、また、協調融資における JBIC の融資割合上限の引き下げを図ってきている。また、新公庫法案において、先進国向けや国内大企業向けの一般投資金融等の業務の原則廃止を明記している。

【参考】協調融資割合上限

輸出信用（国内企業向け）：7割 現状5割 新公庫では撤退
国内企業向け一般投資金融：6割 現状5割 新公庫では撤退
資源エネルギー案件：8割 現状7割

(2) 保証の積極的な活用に努めている。また、保証の条件については、部分期間保証、ポリティカルリスク保証等を用いた官民の適切なリスク分担に努めている。

【参考】保証承諾実績



(3) 新公庫法案では、保証の更なる活用その他、証券化支援を進めるための手法を追加したところ、その積極的な活用に努める。

3 民間金融機関との連携

3メガを含む19機関と環境審査にかかる協定書を締結し、JBICがプロジェクト審査の際に実施した環境審査情報・ノウハウを民間金融機関に提供。

イスラム金融について民間金融機関との間での検討会等を通じて情報を提供。